

昭和三十三年六月十四日 衆議院會議録第三十六号

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案外一案につ
いての村土上國務大臣の趣旨説明 昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例
に関する法律案についての石原國務大臣の趣旨説明

五七〇

た漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案（内閣提出）、昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案（内閣提出）、昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案（内閣提出）及び昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（清瀬一郎君） この際、議院運営委員会の決定により、内閣提出、昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案、昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案、昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案、昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案、昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同

利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案、昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案及び昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案の趣旨の説明を求めます。建設大臣村土上勇君。

（國務大臣村土上勇君登壇）

○國務大臣（村土上勇君） 昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本年五月チリ沖に発生した地震に伴う大津波がわが国の太平洋沿岸の各地に襲撃し、幾多の尊い人命を失うとともに、巨額の物的損害を惹起しましたことは、周知の通りであります。特に三陸沿岸地域等は、過去におきましても幾たびか津波による災害を受けているところであります。政府といたしましては、国土保全と民生安定の見地から、この際、津波による災害を防止する対策を講じ、計画的にこれを実施することといたした次第であります。これが、この法律案を提出する理由であります。

次に、その要旨について御説明申し上げます。

まず、この法律の目的は、昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域において津波対策事業の計画的な実施をはかり、もって国土の保全と民生の安定に資することでありま

す。

第二に、津波対策事業の内容となるべき事業は、チリ地震津波による災害を受けた地域におきまして、災害を受けた海岸または海岸付近の河川、及びこれらに接続する海岸または海岸付近の河川について施行する事業で、津波による災害を防止するために必要な海岸堤防、河川堤防等の新設または改良に関する事業等であります。

第三に、主務大臣は、関係地方公共団体の意見を聞いて津波対策事業計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬことといたしました。

第四に、津波対策事業計画その他津波対策事業に関する重要な事項を審議するために、総理府にチリ地震津波対策審議会を置くことといたしました。

第五に、政府は、津波対策事業計画を実施するために必要な措置を講ずることとし、国の財政の許す範囲内においてその実施を促進すべきことといたしました。

以上がこの法律案の趣旨であります。（拍手）

○議長（清瀬一郎君） 國務大臣石原幹市郎君。

〔國務大臣石原幹市郎君登壇〕

○國務大臣（石原幹市郎君） 昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

今回のチリ地震津波による被害が甚大である点にかんがみ、過去の災害の場合に準じて、国におきまして災害復旧のための諸種の特別措置を講ずる必要があるものであります。その一環として、この法律は、チリ地震津波による災害を受けた地方公共団体に対し、現在制限されている地方債発行の特例を認め、災害を受けた地方公共団体の財政運営に遺憾なからしめようとするものであります。

次に、本法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。

地方財政法第五条に、地方公共団体が地方債を起すことのできる場合が制限的に列挙されておりますが、今回、同条の規定の特例として、災害を受けた地方公共団体が、地方税、使用料、手数料その他命令で定める徴収金の減免を行ない、そのため生ずることの歳入の不足を補う場合または災害救助対策、伝染病予防対策その他命令で定める災害対策に通常要する費用であつて、当該地方公共団体が負担しなければならぬものの財源とする場合に、地方債を発行することができるようにしようとするものであります。なお、当該地方債を発行できる地方公共団体は、災害を受けた地方公共団体のうち政令で定めるものとされており、政令では、従来の例に準じて指定の基準を定めるようにいたしましたと考えております。

以上が昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の賠償の特例に関する法律案の提案理由及びその内容の要旨であります。

四にすぎず、残りは漁船、漁具、養殖施設、養殖物、共同利用施設等の被害となっており、個人漁業施設に対する被害の程度は、昨年の伊勢湾台風の被害に匹敵するか、またはそれ以上のものがあるものであります。特に、伊勢湾台風による被害から一年も経過しないうちに再び同様の災害をこうむった地帯も多く、零細沿岸漁民の窮状はまことに察するに余りあるものがあるものであります。政府といたしましては、独力によつて復旧をはかることが困難なこれら沿岸漁民の被災漁民に対して、できる限りの援助を行ない、すみやかな生産の回復と生活の安定を期することとし、これがため所要の立法措置を講ずることとした次第であります。すなわち、漁業の基本的生産手段である小型漁船の建造助成措置、今回特に被害の大きかった水産動植物の養殖施設及び水産業協同組合の所有する各種共同利用施設の復旧に対する助成措置、並びに被害激甚漁村部落の応急復興に資するための各種の共同利用に供する漁業施設の設置に対する助成措置に関する立法がこれでありまして、これらに関する特別措置法案をここに提出いたしました次第であります。

今回のチリ地震津波災害により、沿岸漁業者の所有する小型漁船が被害を受けたものは約六千三百隻の多くに達し、しかも、その被害は地域的に集中して発生しているものであります。これら被害沿岸漁業者の多くは経営規模のきわめて零細な漁家でありまして、漁船はその基本的な生産手段であり、これが被害は漁家の漁業経営と生活に對する甚大な打撃となるものであります。従いまして、被害沿岸漁業者の漁業経営及び生活を維持するためには、被害甚大な小型漁船の早急な復旧をはかることが必要であることとあります。が、これら沿岸漁業者の信用能力は低く、自力による復旧はきわめて困難な実情にありますので、これに対する応急措置として、所属組合員の小型漁船が大きい被害を受けた漁業協同組合に對し、これら被害を受けた沿岸漁業者のために、共同利用に供する小型の漁船を建造させる措置を講ずることとした次第であります。

次は、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案について申し上げます。

今回のチリ地震津波による災害の特色は、すでに申し上げましたように、特に北海道及び三陸方面の沿岸漁村部落における漁民の住宅や漁船、漁具、養殖施設等の個人漁業施設に対する被害が集中的に甚大であったこととあります。このように津波災害を集中的に受け、住宅及び生産手段の大半を喪失した漁村部落におきましては、漁民は当面の生活資金にも事欠く現状にあるのであります。従いまして、これら被害の激甚な漁村部落につきましては、網組、ノリ組、生産組合等の漁民の集団により、それぞれの地域に適した漁業を応急的に実施させ、当該漁村部落の復興をはかることが何よりも必要なのであります。このため、政府としては、それぞれ、これらの部落の実情に即応して、ノリ等の養殖施設、小型定置網等の網漁具並びにその他の共同利用施設を関係漁業協同組合が設置する場合には、助成の対象とし、生産の再開をはかることとした次第であります。

最後に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村において漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案について申し上げます。

○議長(清瀬一郎君) 農林大臣福田雄三君。

○國務大臣(福田雄三君) 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案及び昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村において漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

去る五月二十四日未明以降本邦太平洋岸一帯に襲来いたしましたわゆるチリ地震津波が各地に甚大な被害を与えましたことは、すでに御承知の通りであります。今次津波災害の特徴といたしましては、公共的施設の被害がさほど大きくないのに比し、水産関係、特に沿岸漁村の漁民の個人漁業施設、住宅等に集中的な被害があったこととあります。すなわち、水産関係の被害額は約百六十億円であり、漁港の被害は、このうち約十九億

今回のチリ地震津波災害により、沿岸漁業者の所有する小型漁船が被害を受けたものは約六千三百隻の多くに達し、しかも、その被害は地域的に集中して発生しているものであります。これら被害沿岸漁業者の多くは経営規模のきわめて零細な漁家でありまして、漁船はその基本的な生産手段であり、これが被害は漁家の漁業経営と生活に對する甚大な打撃となるものであります。従いまして、被害沿岸漁業者の漁業経営及び生活を維持するためには、被害甚大な小型漁船の早急な復旧をはかることが必要であることとあります。が、これら沿岸漁業者の信用能力は低く、自力による復旧はきわめて困難な実情にありますので、これに対する応急措置として、所属組合員の小型漁船が大きい被害を受けた漁業協同組合に對し、これら被害を受けた沿岸漁業者のために、共同利用に供する小型の漁船を建造させる措置を講ずることとした次第であります。

次は、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案について申し上げます。

今回のチリ地震津波による災害の特色は、すでに申し上げましたように、特に北海道及び三陸方面の沿岸漁村部落における漁民の住宅や漁船、漁具、養殖施設等の個人漁業施設に対する被害が集中的に甚大であったこととあります。このように津波災害を集中的に受け、住宅及び生産手段の大半を喪失した漁村部落におきましては、漁民は当面の生活資金にも事欠く現状にあるのであります。従いまして、これら被害の激甚な漁村部落につきましては、網組、ノリ組、生産組合等の漁民の集団により、それぞれの地域に適した漁業を応急的に実施させ、当該漁村部落の復興をはかることが何よりも必要なのであります。このため、政府としては、それぞれ、これらの部落の実情に即応して、ノリ等の養殖施設、小型定置網等の網漁具並びにその他の共同利用施設を関係漁業協同組合が設置する場合には、助成の対象とし、生産の再開をはかることとした次第であります。

最後に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村において漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案について申し上げます。

今回のチリ地震津波による災害の特色は、すでに申し上げましたように、特に北海道及び三陸方面の沿岸漁村部落における漁民の住宅や漁船、漁具、養殖施設等の個人漁業施設に対する被害が集中的に甚大であったこととあります。このように津波災害を集中的に受け、住宅及び生産手段の大半を喪失した漁村部落におきましては、漁民は当面の生活資金にも事欠く現状にあるのであります。従いまして、これら被害の激甚な漁村部落につきましては、網組、ノリ組、生産組合等の漁民の集団により、それぞれの地域に適した漁業を応急的に実施させ、当該漁村部落の復興をはかることが何よりも必要なのであります。このため、政府としては、それぞれ、これらの部落の実情に即応して、ノリ等の養殖施設、小型定置網等の網漁具並びにその他の共同利用施設を関係漁業協同組合が設置する場合には、助成の対象とし、生産の再開をはかることとした次第であります。

去る五月二十四日未明以降本邦太平洋岸一帯に襲来いたしましたわゆるチリ地震津波が各地に甚大な被害を与えましたことは、すでに御承知の通りであります。今次津波災害の特徴といたしましては、公共的施設の被害がさほど大きくないのに比し、水産関係、特に沿岸漁村の漁民の個人漁業施設、住宅等に集中的な被害があったこととあります。すなわち、水産関係の被害額は約百六十億円であり、漁港の被害は、このうち約十九億

今回のチリ地震津波災害により、沿岸漁業者の所有する小型漁船が被害を受けたものは約六千三百隻の多くに達し、しかも、その被害は地域的に集中して発生しているものであります。これら被害沿岸漁業者の多くは経営規模のきわめて零細な漁家でありまして、漁船はその基本的な生産手段であり、これが被害は漁家の漁業経営と生活に對する甚大な打撃となるものであります。従いまして、被害沿岸漁業者の漁業経営及び生活を維持するためには、被害甚大な小型漁船の早急な復旧をはかることが必要であることとあります。が、これら沿岸漁業者の信用能力は低く、自力による復旧はきわめて困難な実情にありますので、これに対する応急措置として、所属組合員の小型漁船が大きい被害を受けた漁業協同組合に對し、これら被害を受けた沿岸漁業者のために、共同利用に供する小型の漁船を建造させる措置を講ずることとした次第であります。

次は、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案について申し上げます。

今回のチリ地震津波による災害の特色は、すでに申し上げましたように、特に北海道及び三陸方面の沿岸漁村部落における漁民の住宅や漁船、漁具、養殖施設等の個人漁業施設に対する被害が集中的に甚大であったこととあります。このように津波災害を集中的に受け、住宅及び生産手段の大半を喪失した漁村部落におきましては、漁民は当面の生活資金にも事欠く現状にあるのであります。従いまして、これら被害の激甚な漁村部落につきましては、網組、ノリ組、生産組合等の漁民の集団により、それぞれの地域に適した漁業を応急的に実施させ、当該漁村部落の復興をはかることが何よりも必要なのであります。このため、政府としては、それぞれ、これらの部落の実情に即応して、ノリ等の養殖施設、小型定置網等の網漁具並びにその他の共同利用施設を関係漁業協同組合が設置する場合には、助成の対象とし、生産の再開をはかることとした次第であります。

最後に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村において漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案について申し上げます。

今回のチリ地震津波による災害の特色は、すでに申し上げましたように、特に北海道及び三陸方面の沿岸漁村部落における漁民の住宅や漁船、漁具、養殖施設等の個人漁業施設に対する被害が集中的に甚大であったこととあります。このように津波災害を集中的に受け、住宅及び生産手段の大半を喪失した漁村部落におきましては、漁民は当面の生活資金にも事欠く現状にあるのであります。従いまして、これら被害の激甚な漁村部落につきましては、網組、ノリ組、生産組合等の漁民の集団により、それぞれの地域に適した漁業を応急的に実施させ、当該漁村部落の復興をはかることが何よりも必要なのであります。このため、政府としては、それぞれ、これらの部落の実情に即応して、ノリ等の養殖施設、小型定置網等の網漁具並びにその他の共同利用施設を関係漁業協同組合が設置する場合には、助成の対象とし、生産の再開をはかることとした次第であります。

昭和三十五年六月十四日 衆議院會議録第三十六号

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案について
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案について
田口長治郎君の質問

五七二

この改正法律案の内容は、本年五月のチリ地震津波により特に著しい被害を受けた一定区域内の被害漁業者に対して貸し付けられる経営資金について、貸付限度額の特例を設けるものであります。

すなわち、真珠またはカキの養殖に必要な資金として貸し付けられる場合は五十万円、その他の漁業経営に必要な資金として貸し付けられる場合は二十万円と、通常の貸付限度額の十五万円に比べ、それぞれ大幅に貸付限度額を引き上げ、もってチリ地震津波による被害漁業者に対する資金の融通に遺憾のないようにいたしたいと存じたい次第であります。

以上がこれら法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 通商産業大臣池田勇人君。

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

昭和三十五年五月のチリ地震津波は中小企業者に対して想像以上に大きな被害を与え、これが急速な立ち直りのためには再建資金の融通の円滑化をはかることが刻下の急務となつて参りました。このため、政府におきまして

は、直ちに国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の資金を重点的に災害融資に振り向けることとしたほか、昭和三十四年度の伊勢湾台風等による風水害の際にとつた措置に準じて、両公庫の災害融資については、行政措置によつて貸出利率の引き下げを行なうこととしたのであります。また、商工組合中央金庫の行なう災害融資についても、法律により、同様に貸付利率の引き下げの措置をとることが必要と考えられるのであります。

本法の概要は、商工組合中央金庫に対する政府の利子補給であります。

すなわち、政府は、商工組合中央金庫が災害を受けた中小企業者であつて、政令で指定するものに対し、昭和三十五年十月三十一日までに貸し付けた再建資金のうち、被害中小企業者一人につき五十万円までの額について、貸付を行なつた日から三年間を限り年六分五厘の利率を適用したときは、通常利率との差額を商工組合中央金庫に対して支給することができるといたしたのであります。

以上が昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案の趣旨でございます。(拍手)

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案(内閣提出)、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の賠償の特例に関する法律案(内閣提出)、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案(内閣提出)、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案(内閣提出)、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(内閣提出)、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案(内閣提出)及び昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告がありますから、これを許します。田口長治郎君。

〔田口長治郎君登壇〕

○田口長治郎君 私は、自由民主党を代表して、ただいま趣旨説明のありましたチリ地震津波の被害対策について、岸総理を初め関係各大臣に対して御質問を申し上げたいと思つております。

今回の津波は、チリ国の沖合いに起こつた大地震によるものでありまして、昭和八年の三陸沖地震以上の規模のものであり、これによつて起こつた津波が、地球の裏側から太平洋を横切りました。約一万七千キロメートル隔たつたわが国に襲来いたしました。北は北海道から南は九州南部に至る本邦太平洋岸の各地に四百億円に上る本邦とする物的損害をもたらしたばかりではなく、死者、行方不明百数十名を含む大被害を生じたことは、御承知の通りであります。私は、この際、罹災者の各位並びに被災地方公共団体に対して、深甚なる御同情とお見舞の言葉を申し上げるとともに、災害の惨憺の中から雄々しく立ち上がり、郷土の復興と産業の再建に懸命の努力を傾注されておる姿に対し、心からなる敬意を表する次第であります。

さて、今回の津波に関しましては、日本に襲来する以前に、ハワイの地磁気観測所からその情報が通報されておりましたが、いまだかつて経験したことのない事柄でありましたために、せっかくの情報が十分に活用されず、

事前に津波警報が発令されなかつた事実があるのであります。太平洋地震地帯に位置するわが国といたしましては、今回のような超遠距離の地震津波が今後再び起こり得る可能性は絶無とは申されない事情にかんがみまして、地震津波観測及び研究の体制をさらに整備し、あわせて国際通報体制を確立すべきものであると思つてございまして、これに対する総理の所見を伺つておきたいのでございます。

次に、建設大臣及び農林大臣に対して伺いをいたします。

従来の大災害におきましては、たとへば二十八年災の場合におきましては、また、先般の伊勢湾台風の場合におきましては、公共土木施設の災害復旧に関しまして、事業費に対する国の負担率を引き上げ、その復旧を促進したのであります。今回はその提案を見ないのであります。この点は国民に誤解を招いておるようでございまして、港湾、漁港、道路、農地、農業施設等の公共土木施設に関しまして特例措置を講じなかつた理由に関しまして、建設大臣、農林大臣に詳細なる御答弁をわすれたいと思つております。

また、今回の災害の特性は、個人被害が非常に多くて、しかも、零細なる漁業者の被害が圧倒的であり、これらの人々の死活に関する問題であるだけに、被害の深刻さは伊勢湾台風のそれ

にまさるとも劣らないものがあるのであります。大蔵大臣及び農林大臣といひましては、提出法案の政令及び予算を決定されるにあたりまして、このことを深く念頭におさめ、行政上万遺憾なき措置をとられることを要望するのであります。基本的な心がまえの問題といひまして、この点をお尋ねしておきたいと思つてあります。

次に、農林大臣に対し、各種法律案について具体的な問題を若干お尋ね申し上げます。

第一は、水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案についてであります。今回の災害は、真珠、カキの養殖物及び施設等について百億円をこえる甚大なる被害を及ぼしておるのであります。真珠養殖事業は、御承知の通り、ほとんど輸出産業でございます。年間の約百億円の外貨を獲得しております。また、カキの養殖につきましては、全般的に不況でありますところの沿岸漁業者のほけ場として、幾分の光明を与えておる産業であります。今回の災害で、これらの事業が不振に陥るとか、あるいは、せっかく光明を認めておるこの沿岸漁業者が、光明を失つて、生活の道を失うようなことになりましては、大へんであると思つてあります。これが救済措置は、かような観点から、相当に手厚くするべきものであると思つてございます。政府といひましては、その助成対象経営体、

助成内容等をいかように決定されるつもりでございまして、どうか、考え方を明らかにしていただきたいのでございます。また、天災融資はもちろんのこと、公庫融資、系統融資についても、できるだけ融資手続を簡素化されまして、現実には被害者に金が渡るように指導の徹底を期せられたいのでございますが、御所見をお伺いいたしたいと思つてあります。

第二に、小型漁船の建造に関する特別措置でございまして。今回は、さきの伊勢湾台風の場合の経験に徴しまして、被害小型漁船一隻に對しまして一隻を建造する場合に国庫補助が認められることになりました。これは、漁業の実態に即した適切な措置であると存するものでございまして、具体的には三トンの漁船を対象とするように聞いておるのでございます。しかしながら、今回の被害を受けた漁船は、三トンをこえるものが相当数に上つておるのであります。ゆえに、あまり窮屈にお考えにならず、多少大型をも認める等、弾力性を持った運用をはかるべきであると思つてございまして。この点、農林大臣の御所見をお伺いいたします。

第三に、特定漁業施設の設置に関する特別措置についてお伺いいたします。本制度は、被害を受けた漁村部落の復興対策として今回初めて立法されたものであります。被災民の熱望にこたえたものとして大いに敬意を表する次第でございますが、その内容のおもなる部分は政令に譲られておる關係上、これが内容の概要についてお伺いするにとともに、若干の希望を申し上げ、大臣の御所見をお伺いいたしたいと存するのであります。

すなわち、多数の零細なる漁業者が集まり、網組、あるいは村張り等の形をもつて定置網漁業を営んでおる場合におきましては、これらに對しまして、共同施設として補助対象に取り上げべきものであると思つてございしますが、この点に對しまして、いかなる取り扱いをいたされますか。

また、ノリ養殖の施設につきまして、幸いにして盛産期ははすれておりましたが、すべての施設、資材を流失したのも少なくなく、これらの漁民に對し、この秋に始まるノリ養殖事業の再生産を確保し得るような援助の手を差し伸べていただきたいのであります。御方針を承つておきたいと思つてあります。

次に、建設大臣にお伺いいたします。今度の災害現場を視察いたしましたところ、防災施設のあるところは被害を免れております。その一例といたしまして、岩手県の田老町に現われておる実際を見ますと、同地は、津波に對しては最も被害を受けやすい地勢にありながら、今回の被害をこうむつていない。これは、たびたびの三陸津波によ

りまして、土地の指導者が、昭和十三年以来、当時の金で二千万円を投じて防備の完備を期したためであります。この例から見しても、私は、国土保全、民生安定、産業保護の立場から、今回の津波対策事業に関する特別措置法の制定はまことに画期的な施策であると考えてございします。が、さらに一步を進めて、これを恒久的施策とし、高率補助のもとに遂行する必要があると考える次第でございします。この点について大臣の所見をお伺いいたします。

また、本事業は直ちに調査を必要とすると思つてございしますが、調査費あるいは審議会費はいつの予算に計上されるつもりでございしますか、この点、お伺いをいたします。

また、公営住宅法の特別措置につきましましては、地方公共団体の建設する第二種公営住宅についての予算措置等の内容はどうかお尋ねいたします。この家を建てる土地の選定につきましては、再び津波の被害をこうむるような場所でも困ります。多くの沿岸漁業者の住宅でございしますから、漁業経営の実情を考慮して、あまり不便な場所を選ばせないように特に希望する次第であります。御方針はどうかお尋ねいたします。

て、資金ワクの拡大が当然必要となると思つてございしますが、この点に関する御配慮のほどを承りたいと存するのでございします。

次に、通産大臣に對してお伺いいたします。

中小企業者に対する融資の特別措置であります。中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫等が指定被害中小企業者に対し貸し付ける再建資金のうち、被害中小企業者一人につき五十万円、かような限度だけを利子六分五厘で貸し付ける規定になっておるようでございしますが、さきの伊勢湾台風の場合は百万円となつておる關係からいたしまして、国民の間には伊勢湾台風を下回る印象を与えておるようであるのでございします。これは、もちろん、事業の規模とか、店舗の大きさ、さうな相違によるものと思つてございしますが、その内容と理由について御所見をお伺いいたしたいと思つてあります。

また、融資の実行にあたりましては、個人の物的担保、組合の場合は全員の保証、または都道府県の保証協会の保証、保証の再保険、かようなことが重なりまして、なかなか被害中小企業者に資金が浸透することが困難な事情にあるのでございします。今回の被害中小企業者の復興を促進するため、通産大臣にいたされましては、各金融機関に對しまして特段の工夫と督

昭和三十三年六月十四日 衆議院會議録第三十六号

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に關する特別措置法案外七案の總
旨説明に對する田口長治郎君の質疑

五七四

助を必要とすると思いますが、御所見をお伺いしたいと思ふのであります。

次に、運輸関係について、運輸大臣にお尋ねいたします。

今回の津波の教訓は、國際的な津波予報連絡機構の完備、國內的には地震津波の研究機構の拡充、これが絶対に必要であるということ、さらに、本問題につきまして總理大臣の所見をお伺いした次第でございますが、当面、とりあえずは、三陸沿岸における検潮所の増設をはかることが必要でないかと思ふのであります。大臣の所見をお伺いいたします。

また、今回は、木船の小さい造船所の被害が非常に多いのであります。これが復興対策についての措置をお伺いしておきたいと思ふのであります。

次に、労働省関係についてお伺いたします。

被災された現地の実情を見て参りますと、零細なる漁業者等、いわゆる底辺に生きる人々の被害が多々ございしました。しかも、漁船等の唯一の手段を奪われておるものが少なくないのであります。これらの人々のその日の生活を維持し、さらに明日への希望を持たしめ、復興への意欲をふるい起こさせるためには、失業対策費について被災市町村に対する高率補助を適用し、行政措置により処理するとともに、緊急

就労土木事業を考慮する必要がある。

すでに実施せられたものもあると思ふのであります。この機会に労働大臣の御説明をわずらわします。

最後に、自治庁関係についてお尋ねいたします。

今回の災害により、地方税の減免による歳入欠陥並びに災害救助費、防疫対策、簡易水道復旧等、災害対策費の出費によりまして地方公共団体の財政を圧迫する結果を招来しておる次第であります。これに對しましては、特別例債はちろんのこと、起債の対象とならない経費についても、特別交付税によりこれが救済措置を講ずる必要があると思ふのであります。その対策についての御用意のほどをお伺いいたします。

なお、復旧事業の促進をはかるため、地方交付税概算払いの繰り上げ交付等の措置、あるいは、つなぎ融資措置等について積極的な措置が望まれておる次第であります。これについては、すでに自治庁としては実施されたものもあると思ふのであります。この二点についてお伺いしたいと思ふのであります。

以上、私は、被災者各位のすみやかなる復興を念願いたし、この際、政府は積極果敢なる勇断をもって、迅速にかつ適切有効なる対策の樹立と実行を期待して、質問を終わる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣岸信介君登壇〕

○國務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

御指摘のごとく、今回のチリ地震による津波予報につきましては、適切でなかった点があることは、まことに遺憾でございます。

由來、日本の氣象庁の機構といたしましては、日本の近海に起こった地震による津波に對して予報するという機構を中心といたしておるのでございまして、今回のごとく、遠距離に起こった地震の影響としての津波に對しては、その機構においても不十分な点があり、また、從來経験もなかったために、こうした適切でなかった点があるものであります。この経験にかんがみ、一そう地震による津波の研究を進めるとともに、機構を整備し、かつ國際的に情報的確に入手するように、國際協力を強化することについて、一そう政府としては力を用いる考えであります。(拍手)

〔國務大臣村上勇君登壇〕

○國務大臣(村上勇君) 従来の災害の場合には、特別立法による高率補助をしておるが、今回なぜ公共土木に對してやらないか、ということでありまして、これは、今日までの報告によりまして、被害額がわずかに二十七億程度でありまして、これを高率補助でやった場合、連年災害等の特例を適用して計算しますと、わずかに八百万円程度

度であります。従いまして、昨年の伊勢湾台風の場合の高率補助によるその増額は五十三億であります。今回はわずかに八百万程度でありますので、あまりに公益性に乏しいと思ひましたので、かような措置にいたしておる次第であります。

なお、防災施設の個所は免れておる、今後抜本的な対策を講ずる必要があるのではないか、ということにつきましては、私どもも御意見の通りと思ひのであります。今後、今回の津波対策審議會等によって、その必要な個所を十分調査して、その上で、あくまでも抜本的な恒久対策を講じたいと思つておる次第であります。

次に、公営住宅につきましては、本年度の予算の中に一千戸分の用意をいたしておりますので、大体今回は五百戸ぐらゐで間に合ふと思つております。

なお、一般民家の被災住宅につきましては、住宅金融公庫におきまして約十億円の用意がいたしてあります。大体、今回の被災民家の復旧は修繕、新築を合わせて五億四千万程度でおささるものと思つておりますので、何らかの措置に對しては遺憾な点はないと思ひ次第であります。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕

○國務大臣(福田赳夫君) 予算並びに政令の決定にあたりましては、今回の災害の特色を十分生かせ、というお話

でございますが、もとより、さうな考えでおります。

第二に、農地施設を今回の特例措置から除外した理由いかん、ということ、は、ただいま建設大臣からもお話がありました。さうな事情が農地につきましてもあるものでございまして、今回の災害は主として個人災害であり、施設災害というものが非常に少ないわけでありまして、従いまして、個人の農家に對しましては、あるいは流されました苗の代金を補助いたしますとか、あるいは家畜の伝染病に對しまして補助いたしますとか、こまかい措置を十分に尽くしていきたい、かように考えております。

次に、小漁船を復旧する場合におきまして、三トシ主義によらないで彈力的に考えよ、というお話でございます。が、さうにいたしたいと存じております。

次に、ノリの復旧につきまして特に力を入れようというお話であります。が、これにつきましては、特に今回法律をお願いいたしまして、ノリを生業とする中心部落に對しまして補助金を出すという措置をとる、また、金融措置におきまして、ただいま御説明申し上げましたような特別の措置をとつておる次第でございます。

カキ、真珠の養殖につきましては、具體的措置いかん、ということでございます。が、これらにつきましては、連

年災と新規災の場合を分けまして、連年災の場合におきましては、百台以下の経営体につきましては、一経営体十台まで補助率十分の九、十一台以上三十台までを二分の一というふうにいたしたい、また、新規災につきましては若干これを下げていく、こういうような考え方をいたしております。カキにつきましても、数字は違いますが、大体同様の考えをとるといふふうに考えておる次第であります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 今回の災害は、御指摘のごとく、沿岸漁業その他中小企業の被害がまことに甚大でございます。従いまして、政府はこれらの対策に重点を置いて特別措置を講じ、ただいま各種立法を御審議願っております次第であります。しこうして、これらの災害対策費の所要額を、まだ、もちろん、ただいま確定いたしておるわけではございませんで、今後の調査に待つものもございしますが、本年度の準備費の支出によりまして十分まかなえる、かように私どもは考えておる次第であります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

今次災害の被害者は、水産加工業者あるいは商店等、おおむね中小企業でございます。比較的小規模の業者でございます。また、実際の融資額も五十

万円未満が大部分でありますので、融資の保証限度を五十万円と定めた次第でございます。しこうして、被害者に対してする金融機関は、それが三機関であると保証協会でありまことを開かず、非常に熱心に、融資相談所あるいは巡回相談所を設けまして、被害者に対する融資に万全を期しておる次第であります。(拍手)

〔国務大臣橋本渡君登壇〕

○国務大臣(橋本渡君) 気象庁のとりました今回のチリ地震津波に対する処置が適切でなかったことは、総理大臣からお答えをせられた通りであります。この点にかんがみまして、第一に、気象庁の津波予報組織を、非常に遠方の地震の場合でも適用するように強化することいたしました。第二には、外国からの津波に関する情報を迅速、確実に入手できるように国際的な連絡体制を確立することにいたしましたのであります。第三には、遠距離の大地震の勃発及びこれに基づく津波の到達を迅速に知るために、地震計、ロボット検潮儀等の施設を整備すること。第四には、気象研究所の中に津波研究部門を設けまして、拡充強化をすること。にいたした次第であります。ことに三陸地方におきましては、検潮儀並びに津波の研究に対する特別の部門を設けたと思う次第であります。

なお、第二の質問であります木造船の被害に対する対策の問題であります。すが、チリ地震津波による木造船の被害は東北地方が特に大きく、その他北海道及び四国地方を合わせ、被害を受けた工場は合計約二億三千八百万円に達するものと推定されております。これらの被害は、建物、施設の浸水、損壊、建造中及び修理中の船舶の流失、損壊、木材の流失等によるものであります。これらの造船所はいずれも中小規模のものであります。その復旧のための資金は、大半は融資に負わなければならぬ実情にありまので、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等から低利資金の融資の確保に努めまるとともに、一般市中銀行からの融資につきましても、極力円滑に行なうように、あつせんをしておる次第であります。

〔国務大臣松野頼三君登壇〕

○国務大臣(松野頼三君) 失対事業の高率補助につきましては、先般の伊勢湾台風の際は、労務費、事務費五分の四の高率の補助をいたしました。今回も、これに準じて、高率の補助をいたす所存でございます。(拍手)

〔国務大臣石原幹市郎君登壇〕

○国務大臣(石原幹市郎君) 先ほどの趣旨の説明で申し上げましたように、税の減免による収入減の欠陥を補てんするためであるとか、あるいは災害救助、防衛等、災害諸対策に必要な経費に充てるために、地方債発行の特例措置をとらうとしておるものであります。その他、従前の例によりまして、災害の状況に依り、特別交付税を交付して参りたいと思ひます。一般交付税につきましては、すでに六月二日、災害の大きい町村に對しましては繰り上げ交付をしたような次第でございます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 以上をもつて質疑は終了いたしました。

○天野公義君 議事日程は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のごとく決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君
大蔵大臣 佐藤 榮作君
文部大臣 松田竹千代君

農林大臣 福田 赳夫君
通商産業大臣 池田 勇人君
運輸大臣 橋本 渡君
労働大臣 松野 頼三君
建設大臣 村上 勇君
国務大臣 石原幹市郎君
出席府委員
内閣官房長官 権名悦三郎君
法制局長官 林 修三君
厚生政務次官 内藤 隆君
運輸省港灣局長 中道 峰夫君
建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
建設省河川局長 山本 三郎君

○朗読を省略した議員の報告
(通知書受領)

一、去る一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
航空法の一部を改正する法律
一、去る八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
医療金融公庫法
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
法律
国家公務員に対する寒地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

昭和三十五年六月十四日 衆議院會議録第三十六号 朗読を省略した議長の報告

五七六

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和三十四年度第二・四半期における国庫の状況

(政府委員発令通知受領)

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る五月三十日(建設大臣官房参事官)高田賢造の政府委員を免した旨の通知を受領した。

(議員退職)

一、青森県第一区選出議員淡谷悠蔵君は、公職選挙法第九十条により、去る六日退職者となつた。

(常任委員辞任)

一、去る五月二十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員

森下 國雄君 濱田 正信君

大蔵委員

古川 丈吉君 遠藤 三郎君

社会労働委員

柳谷清三郎君 江崎 真澄君

商工委員

江崎 真澄君 遠藤 三郎君

田中 榮一君 田中 彰治君

中垣 國男君 濱田 正信君

大倉 三郎君 田邊 國男君

高石幸三郎君 古川 丈吉君

森下 國雄君 柳谷清三郎君

決算委員

大倉 三郎君 中垣 國男君

議院運営委員

天野 光晴君 砂原 格君

服部 安司君 毛利 松平君

池田 清志君 二階堂 進君

細田 義安君 柳谷清三郎君

一、去る七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

加藤 高蔵君 堀内 一雄君

社会労働委員

加藤 五郎君 島村 一郎君

農林水産委員

安倍晋太郎君 大久保武雄君

建設委員

大久保武雄君 島村 一郎君

農林水産委員

安倍晋太郎君 金子 岩三君

田邊 國男君 松岡嘉兵衛君

小平 久雄君 津島 文治君

松浦周太郎君 山口 好一君

(常任委員補欠選任)

一、去る五月二十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員

濱田 正信君 森下 國雄君

大蔵委員

遠藤 三郎君 古川 丈吉君

社会労働委員

江崎 真澄君 柳谷清三郎君

商工委員

柳谷清三郎君 古川 丈吉君

田邊 國男君 高石幸三郎君

大倉 三郎君 森下 國雄君

中垣 國男君 大倉 三郎君

議院運営委員

柳谷清三郎君 二階堂 進君

社会労働委員

島村 一郎君 加藤 五郎君

農林水産委員

大久保武雄君 安倍晋太郎君

建設委員

安倍晋太郎君 加藤 五郎君

山口六郎次君 佐々木盛雄君

加藤 高蔵君 山村新治郎君

秋田 大助君 大久保武雄君

山本 猛夫君 堀内 一雄君

島村 一郎君 廣瀬 正雄君

林 唯義君 松澤 雄蔵君

予算委員

林 唯義君 山口六郎次君

一、去る九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

松岡嘉兵衛君 山口 好一君

農林水産委員

津島 文治君 小平 久雄君

松浦周太郎君 山口 好一君

修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る一日議員から提出した議案は次の通りである。

電源開発促進法の一部を改正する法律案(中村幸八君外七名提出)

一、去る九日内閣から提出した議案は次の通りである。

鉄道営業法の一部を改正する法律案

一、昨十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を

条約は次の通りである。

一、去る五月三十日内閣から提出した

条約は次の通りである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を

条約は次の通りである。

一、去る五月三十日内閣から提出した

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案
一、今十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

(議案付託)
一、去る五月三十日委員会に付託された条約は次の通りである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一二二号)
通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一二二号)

以上二件 外務委員会 付託
(議案付託)

一、去る三日委員会に付託された議案は次の通りである。

電源開発促進法の一部を改正する法律案(中村幸八君外七名提出、衆法第四四号) 商工委員会 付託

一、昨十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(内閣提出第一四四号)

地方行政委員会 付託
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五号)

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案(内閣提出第一四六号)

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案(内閣提出第一四七号)

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(内閣提出第一四八号)
以上四件 農林水産委員会 付託

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案(内閣提出第一四九号)

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案(内閣提出第一四九号)

以上二件 建設委員会 付託

一、今十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第一五〇号)

商工委員会 付託
(議案付託)
一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

電源開発促進法の一部を改正する法律案(中村幸八君外七名提出)
(議案通知書受領)

一、去る一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

航空法の一部を改正する法律案
一、去る八日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

医療金融公庫法案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案
国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)
一、去る八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

A・B・C・C(米国原爆被害調査委員会)誕生の経緯、性格及び日本人従軍員の雇用関係等に関する質問主意書(石橋政嗣君提出)

一、去る十一日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

臨海都市建設に関する質問主意書(山中吾郎君提出)
中立政策に関する質問主意書(山中吾郎君提出)
一、昨十三日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

屋外広告物の規制に関する質問主意書(堀内一雄君提出)

(答弁書受領)
一、去る五月三十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松浦定義君提出甘味資源自給に関する質問に対する答弁書

甘味資源自給に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和三十五年五月二十四日
提出者 松浦 定義
衆議院議員清瀬一郎殿

甘味資源自給に関する質問主意書
一 政府は、昭和三十四年度より甘味資源の総合対策として、十箇年計画を樹立し、国内自給力増強を目的に現在その第二年度を迎えているが、最近に至り、米国の性急な自由化政策により砂糖をはじめとするブドウ糖その他の甘味品もその例外でないといわれているが、この甘味資源の総合十箇年計画に対して内容変更等の意図はないか明確にされたい。

二 甘味資源自給力増強対策の一環であるてん菜糖増産のための新工場建設の認可が近く行なわれる模様であるが、新工場認可はいかなる基準に基づいて認可するのか具体的に基準を示されたい。基準がないといふことは政治的に決定するといふことになる。

三 北海道においてはすでに農業団体がてん菜製糖の実績を持つており、製品その他できわめて良好な成績をあげているが、このよう原料の生産者団体が生産者の立場を守るためと、てん菜耕作農民が自主的に自らの団体に製糖事業を行ないたい旨の要望がもたら上つてい現在、世論を尊重しなければならぬ。政府は、いかにして大多数の農民の意思を尊重するの

昭和三十五年六月十四日 衆議院會議録第三十六号 朗読を省略した議長長の報告

四 工場の認可決定は、既設工場との調整並びに今後原料生産供給等の見地からして糖業メーカーの選定をするのではなく、立地条件に沿った工場建設適地(市町村)の選定をすべきではないか。この立地条件に沿った工場建設適地の選定によつて製糖メーカーは自ら決定されると思われるがいかな。

臣との間にはなんら関係がないのか。
右質問する。

昭和三十五年五月三十一日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議員松浦定義君提出甘味資源自給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松浦定義君提出甘味資源自給に関する質問に対する

答弁書

六 北海道案による長期計画(八箇年)を基礎として既設工場並びに今後予定の新設工場を地帯別に明示されたい。さらに各工場別の原料集荷地区計画(市町村別)を示されたい。

七 原料の集荷並びに供給の適正を期するため、生産者による一元集荷、多元販売の制度を確立すべきであると思ふがいかな。

八 前各項の諸条件を検討の上、新工場設置認可の時期を明示されたい。

九 てん菜工場新設認可について、新聞、雑誌等において現内閣の閣僚と申請メーカーとの間に特殊関係があり、政治的に決定うんぬんの具体的報道がなされているが、そのような事実はないか。

たとえば、申請メーカーの名古屋製糖株式会社と池田通商産業大

及び建設年次等について、目下慎重に検討中である。

五 今回提出された北海道の長期生産計画によれば、昭和四十二年までにてん菜の増産に要する総事業費は二百七十億余円となつてゐる。

この内容は、土地改良等の生産基盤の整備に要する経費として約二百五十億余円を、また栽培改善及び経営合理化に要する経費として約二十億円を予定している。

六 北海道におけるてん菜糖工場を新設する地帯及び工場別原料集荷地区計画については、目下慎重に検討中である。

七 原料てん菜の生産者団体による集荷、販売については、生産者団体による自主的な努力が肝要であると考へてゐる。

八 新設工場の決定は、できる限りすみやかに進行するつもりである。

九 御質問のようないことは、ない。

一、去る三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松平忠久君提出全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合の不正事件に関する質問に対する答弁書

全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合の不正事件に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十五年五月二十五日

提出者 松平 忠久

衆議院議長清瀬一郎殿

全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合の不正事件に関する質問主意書

一 昭和三十五年二月十二日付質問

第一号をもつて「中小企業向け金融機関の不正融資並びに不正業務に関する質問主意書」を提出したが、同質問主意書の第四項において言及した。

右については、同年二月二十三日付答弁第一号をもつて回答があり、特に永代信用組合の業務運営については、「貸出限度を越えるものが若干認められる」旨の回答があつた。

二 しかるにその後の調査によれば、永代信用組合は鎌倉ハム株式会社及び一元青果株式会社のほかに興國機株式会社に対する大口貸付がある。

すなわち同会社は、昭和三十三年三月十一日の手形事故以来永代信用組合より多額の資金の注文を受け、同年五月二十日永代信用組合理事長山屋八万雄を同社会長に

迎え、爾後永代より総額二億五千万円内外の借入が可能となつたといわれている。

かくのごとき手口をもつて山屋八万雄は数社の社長若しくは会長におさまつてゐる由であるが、右は明らかに中小企業等協同組合法の精神に違反していると思ふが、その真相を調査の上回答されたい。

三 なお、山屋八万雄が理事長をしてゐる全国信用組合連合会と永代信用組合との間には次のごとき不正があり、昭和三十三年三月十九日付をもつて東京地検に対し追加告発がなされている事実がある。

(イ) 昭和三十三年八月三十一日における全信連の永代信用組合に対する貸付限度額は全信連の出資総額二億三千四百五十万円の百分の二十五、すなわち五千八百六十二万五千円と当日の全信連に対する永代の預金総額一億一千八十万円の合計たる一億六千四百二十二万五千円であるにもかかわらず、右期日の永代に対する実際の貸付額は二億一千七百七十六万八千五百三十円である。

すなわち全信連は、五千七百三十四万三千五百三十円の不正貸付を永代に対して行なつてゐるわけである。

この事実を隠蔽するために、各月末には永代より全信連に対して小切手で右超過部分相当額を返済させ、翌月はじめに当該小切手を落すために全信連が永代に対して右同額の貸出をして帳簿上の操作を行なっているのである。

山屋八万雄は全信連に対し、永代の名義をもつて、自己の資金約三千万円程度を常時定期預金をして、永代の帳簿にはこの預金の記載はない。

しかして山屋は第三者振出の約束手形の割引を行ない、かつ当該手形に永代の裏書をした上、これを前記定期預金を裏付けとして全信連で再割引を行ない、もつて利さやを取っている疑がある。

全信連が永代に対して貸付けている金額は、全信連の帳簿によるものと、永代の帳簿によるものとは一致しない。

これは全信連に対する検査は大蔵省が行ない、永代に対する検査は東京都が行なっており、両者で照合することがなかつたからである。すなわち昭和三十二年三月三十一日現在で全信連が永代に貸付けた金額として商工中金に対してなされた報告書

の貸付記載金額は一億五千三百二十八万三千三百四十四円であるのに対し、永代が東京都に対してなした報告書の記載金額は五千七百五十四万三千三百四十四円であつて、この間差に九千五百七十四万円の開きがある。

この差額をいかに処理しているのか、多大の疑問をいだかせるものがある。

全信連は、創立以来、定期預金に対して、通常の利息以外に「拡充費」と称する自主金利を支払っており、その利率は、一年定期五厘、六箇月定期四厘、三箇月定期三厘となつていて、全信連が永代に支払つた右「拡充費」は永代に入つておらずに山屋個人が着服している確実な証拠がある。

以上が追加告発状の一部であるが、右は昭和三十一年九月一日付をもつて追加提出された上申書にすでに明らかにされているのにかかわらず、検査当局においていかなる措置が執られているか、前項の各号に対する回答とともに、その措置についてもあわせて回答されたい。

昭和三十五年六月三日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議員松平忠久君提出全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合の不正事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松平忠久君提出全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合の不正事件に関する質問に対する答弁書

一 東京都からの報告によれば、昭和三十一年一月十一日永代信用組合を検査した結果、興國農機株式会社に対して純債二億五千万円内外の貸出しがあり、また同信用組合長山屋八万雄氏が同会社の取締役役会長に就任している事実が認められた。この貸出しは、同組合の業務方法書に定める一組員に対する貸出限度を超過するものである。東京都においては示達書等により減額、回収方を指示し、その履行状況を監視中である。

二 昭和三十一年八月三十一日における全国信用協同組合連合会の永代信用組合に対する貸出金が同連合会の業務方法書に定められた一組員に対する貸出限度額を超過していたことは事実であると認められる。

また、月末において一時的な回収が行なわれた事例も認められる。

三 東京都の永代信用組合に対する検査（昭和三十一年一月十一日現在）並びに大蔵省の全国信用協同組合連合会に対する検査（昭和三十一年四月十二日現在）のいずれの時点においても、同組合の同連合会に対する預け金の残高と同連合会の同組合からの預り金の残高とは一致しており不都合は認められなかつた。

また全国信用協同組合連合会が永代信用組合から受け入れている預金の一部を担保として手形の再割引を行なっていることは認められるが、検査時点においては山屋氏個人の割引にかかる手形は認められなかつた。

四 昭和三十一年三月三十一日現在において全国信用協同組合連合会の永代信用組合に対する貸出金額と同組合の同連合会からの借入金額とは、両者の帳簿上一致していないことは事実であり、東京都からの報告によればこの差額は同組合の帳簿上たとえば別段預金等他の勘定科目によつて処理されている。

五 全国信用協同組合連合会が通常の利息以外に拡充費の名目で利息

の支払いを行なっていることは事実である。

昭和三十一年一月十一日東京都が永代信用組合を検査した際に同組合が全国信用協同組合連合会から受け取つた拡充費の金額と同連合会から同組合に支払つた拡充費の金額とを照合した結果ではその金額に不都合は認められなかつた。

六 前記山屋八万雄理事長については、昭和三十一年九月十三日佐々木正泰弁護士より東京地方検察庁に、全国信用協同組合連合会より金員を騙取した事実があるとして詐欺罪をもつて告発がなされ、同検察庁において捜査の上、同三十四年三月七日告発事実を証明するに足る証拠がないので不起訴処分をなしたことはあるが、右告発事実中には、主意書三掲記の事実が含まれていない。

なお、右告発は同三十四年二月二十五日取消されている。

右答弁する。

長野県更埴市の境界変更に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十一年五月二十六日

提出者 安井 吉典

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十三年六月十四日 衆議院會議録第三十六号 朗読を省略した議長の報告

長野県更埴市の境界変更に関する質問主意書

長野県更埴市は、昭和三十四年六月、町村合併により市となつたものであるが、その後同市の一部において隣接の大岡村との間に境界変更の動きが起き、現在同市では争論が絶えない状況にある。

一 いま問題となつてゐる境界変更の争論のあつせん又は調停は、長野県町村合併調整委員の新市町村建設促進法第二十七条の二第一項の規定による当然の権限事項でないか。もし同法同条による当然の権限事項であるとすれば、その理由いかん。

二 この境界変更の法的処理は、新市町村建設促進法第二十七条の二の規定によるべきものでなく、地方自治法第七条の規定によるべきものと考えられるが、政府の見解はどうか。もし前者の規定が根拠法規であるとの見解であるとすれば、その理由いかん。

三 この更埴市の旧稲荷山町の地域がその中のごく一部の地域を飛地の状態で残し、更埴市を離れて背後の高い山陵で接する大岡村と合併することは、地勢、交通、経済事情その他より、合理的であると考えるが、どうか。

四 政府は、現在同市に起きているこの事態につき十分現地調査を行なつたことがあるか。そして、この件に對しどのような対策を講ずるつもりか。

昭和三十三年六月三日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長 清瀬一郎殿

衆議院議員 安井吉典君提出長野県更埴市の境界変更に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 安井吉典君提出長野県更埴市の境界変更に関する質問に對する答弁書

一 所問の争論は、新市町村建設促進法第二十七条の二の規定によつて、長野県知事が特に必要があると認めてこれをその任命した町村合併調整委員の調停に付したものであるから、同調整委員は同法同条に定める権限を有するものと解する。

二 新市町村建設促進法第二十七条の二の規定は、市町村の廢置分合及び境界変更に関する手続を定めた地方自治法第七条の一般的规定に對する例外的、臨時的規定であつて、町村合併後の新市町村のみやかな安定を期するために、町村合併に関する計画の変更に伴つ

て生じた境界変更に関する争論を合理的に解決するための手続、効果等について定めたものであり、所問の旧稲荷山町の区域の一部の地域に係る境界変更の争論は、町村合併に関する計画の変更に伴つて生じたものであつて、旧稲荷山町を含む更埴市の設置との関連においてすみやかな合理的解決をはかる必要があると認められたのであり、新市町村建設促進法第二十七条の二の規定する手続により措置すべきものと考える。

三 現状においては、町村合併調整委員の合理的な判断にまづべきものと考える。

四 現在、町村合併調整委員による調停が続けられてゐる段階であるので、本件に關し、直接現地調査を行なつてはいないが、今後争論処理の手続の進行に對して、事態の円満な解決を図るよう万全の措置を講ずる考えである。

右答弁する。

衆議院會議録第三十五号中正誤

ペシ段 行 誤 正

五 終りニ家屋の流出 家屋の流失

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)

郵送料別

發行所 東京府新宿区市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九段四三三三(官報局)